



改正が検討されている 「配偶者控除」 について

✧ はじめに

お盆を過ぎ、だんだんと夏の蒸し暑さも和らいできて、今年の夏も終わったなと実感する今日この頃です。

先日、自民党の宮沢洋一税調会長が、2017年度の税制改正において、所得税の配偶者控除を見直す方針であることを明らかにしました。これに鑑み、今回の事務所通信では、現状の配偶者控除制度や議論されている改正案、俗にいう「103万の壁」や「130万の壁」についての解説をしていきます。

配偶者控除は、以前から女性の働き方を制限していると改正の話は出ていましたが、今回政府が標榜する「一億総活躍社会」実現のために女性の社会進出が課題としてクローズアップされたことで、いよいよ本当に改正されそうな機運が高まっています。

✧ ワンポイント解説

配偶者控除とは

現状の「配偶者控除」「配偶者特別控除」の概要をお伝えします。

議論されている改正案

H26年11月の税制調査会のレポートをもとに、過去に議論されている改正案をご紹介します。

配偶者の労働意欲を削いでいるもの

配偶者控除のほかに、配偶者の働き方を制限することになってしまっている制度を、具体的に金額を計算して比べてみます。

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

8月22日より新しくスタッフを迎えました。

ワンポイント解説

I. 配偶者控除とは

まず、配偶者控除とはどのような制度かを説明致します。配偶者控除とは、年収 103 万円以下の配偶者を扶養している場合に受けられる※所得控除の 1 つで、所得税の計算では 38 万円、住民税では 33 万円控除できます。

※ 所得控除

税金の計算は一般的に以下のようになっています。

- ① 収入金額－必要経費＝所得金額
- ② 所得金額－所得控除＝課税所得
- ③ 課税所得×税率＝税額

収入の種類に応じて、そこから差し引くことのできる必要経費の種類や金額が定められていて、その必要経費を差し引いた金額を「所得金額」といいます。さらにその所得金額から差し引くことのできるものを「**所得控除**」といいます。

II. 配偶者“特別”控除もある

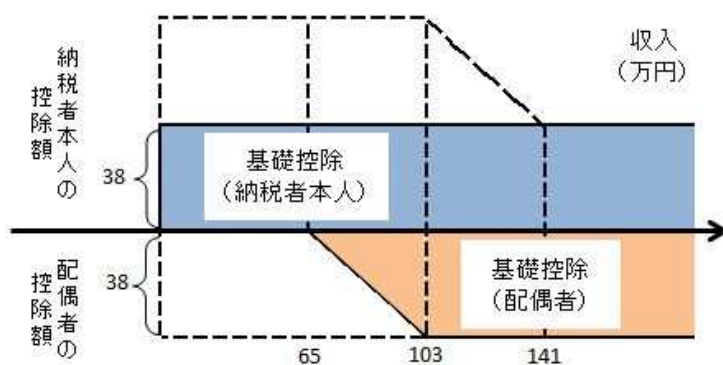
あまり認知されていないように感じますが、配偶者の年収が 103 万円を超えることによって、納税者の所得控除がいきなり 0 円になってしまうわけではありません。年収 141 万円までは段階的に所得控除が減少していきます。これを配偶者特別控除といいます。

III. 議論されている改正案

これらの配偶者を扶養していることによって受けられる控除制度が、俗にいう「103 万の壁」となって、働きたいと思っている主婦の労働意欲を削いでいるとの

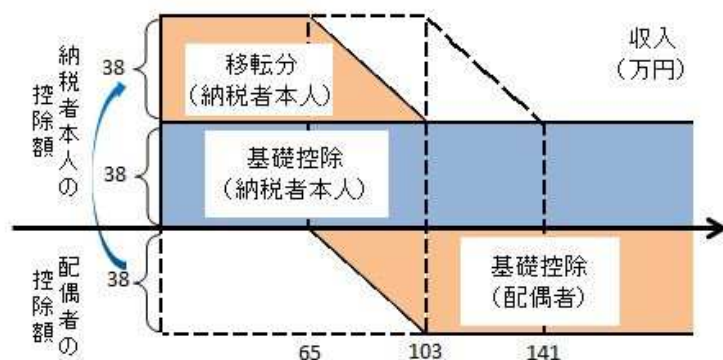
指摘から、いろいろな改正案が検討されています。

① 単純廃止案



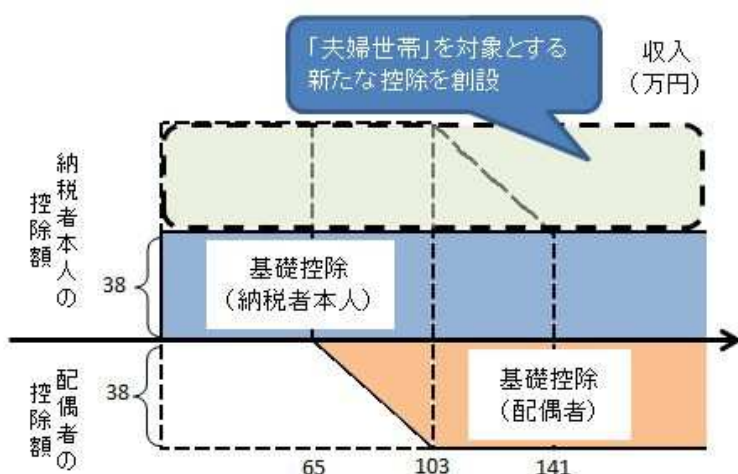
配偶者（特別）控除制度を単純に廃止してしまう案です。控除を受けている者については増税されることになります。

② 移転的基礎控除案



配偶者の所得計算上控除しきれなかった基礎控除分を納税者から控除して、夫婦二人で基礎控除二人分の控除を受けられるようにする案です。扶養に入れている配偶者の年収が 103 万～141 万の納税者については増税になります。

③ 夫婦控除創設案



配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に対し、新たな控除を創設する案です。この案ですと共働き世帯も控除が受けられるようになりますので、共働き世帯については実質的に減税となります。

IV. 配偶者の労働意欲を削いでいるもの

今のところの改正では、税額計算における配偶者控除のみ言及されているようですが、「103 万の壁」の次には「130 万の壁」という壁が存在します。これは社会保険の扶養に入れる収入の上限を指し、年収 130 万円を超えると、自身で社会保険料を負担することになります。この壁の前後で、手取額がどのように変化するか、大まかに計算してみます。右上の表をご覧ください。

①は配偶者が完全に扶養になるケースです。②は130万の壁で収入を抑えているケース、③は130万の壁を少し超えて社会保険に加入しているケースです。②と③を

【配偶者の年収別世帯手取額の比較】

① 配偶者が年収103万円の場合

	年収	社会保険	所得税	住民税	手取額
納税者	3,000,000	420,000	41,000	92,000	2,447,000
配偶者	1,030,000	0	0	0	1,030,000
世帯合計					3,477,000

② 配偶者が年収130万円の場合

	年収	社会保険	所得税	住民税	手取額
納税者	3,000,000	420,000	54,500	114,000	2,411,500
配偶者	1,300,000	0	13,500	32,000	1,254,500
世帯合計					3,666,000

③ 配偶者が年収140万円の場合

	年収	社会保険	所得税	住民税	手取額
納税者	3,000,000	420,000	60,000	125,000	2,395,000
配偶者	1,400,000	196,000	8,700	22,400	1,172,900
世帯合計					3,567,900

※前提

- ・給与所得控除を納税者は100万円、配偶者は65万円としています。
- ・社会保険料を年収の14%として計算しています。
- ・所得税を5%、住民税10%として計算しています。
- ・②における納税者の配偶者特別控除を11万円としています。

比べるとわかるように、130万の壁を少し超えるぐらいの収入であれば、手取額では損となってしまいます。

これ以外にも、扶養している配偶者に対して扶養手当が支給されるので、扶養から抜けると公的負担増加に加えて、単純に収入が減少してしまうことや、子どもを保育園に預けた場合の保育料の金額が、共働きとなって世帯収入が増えたことによって跳ね上がってしまうことなども、共働きとなって働き始めるにあたってハードルとなるものと思います。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフ近況 ☆

8月22日より、新しいスタッフを迎えました。

プロフィールをご紹介します。

- 中留 玉恵(ナカドメ タマエ)
- 昭和53年3月1日生まれ、O型、うお座
- 大分県大分市生まれ、東大阪短期大学出身
- 簿記やPC、ビジネス財務の知識を日々勉強中です。
- 趣味は中学生時代からずっと続けているバドミントン。けど、最近サボリ気味との噂が…。
- ライブ鑑賞で頭の中に血腫が出来るほどの激しさも持っています！



これからも事務所一丸となって皆様を支援させていただきます！！